

## 第3章

### 計画の推進・進行管理

#### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、学校、家庭、地域が一体となった取組を積極的に実践し、子どもの読書活動の振興をより一層図っていくことが重要と考えます。

県は、県民のニーズや子どもの読書活動の振興施策の展開状況を把握しながら計画を推進するとともに、第7次福島県総合教育計画や他の関連する計画との整合性を図りながら、子ども読書活動推進計画に掲げた基本方針の具体的な事業施策を推進していきます。

#### 2 計画の進行管理

本計画が円滑に実施され、目標値を達成できるように、学識経験者や社会教育関係者、学校関係者等から組織される「福島県子ども読書活動推進会議」により、単年度ごとに本計画の施策や事業評価を行い、適切な進行管理に努めます。

また、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に対応するため、県民のニーズや計画の進捗状況等の実態把握に努め、見直しを図ります。

### 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」数値目標

指 標	現状値	目標値
	令和6年度	令和11年度
＜基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために＞		
学校における読書活動の取組状況【1-(3)学校】 全校一斉の読書活動に取り組んでいる学校の割合  令和5年度：小学校 95.6% 中学校 89.4% 高等学校 31.7%  【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】	幼・保・こども園	
	—	100%
	小学校	
	92.9%	100%
	中学校	
	88.7%	100%
高等学校		
31.3%	100%	

<p>家庭での読書の状況【1-(4)家庭】</p> <p>本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合</p> <p>令和5年度：小学校 98.3% 中学校 87.0% 高等学校 57.3%</p> <p>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</p>	小学校	
	98.4%	100%
	中学校	
	87.7%	100%
	高等学校	
55.6%	100%	
<p>市町村における計画の策定状況【1-(5)地域】</p> <p>市町村における子ども読書活動推進計画の改定率</p> <p>令和4年度：二次 62.7% 三次 33.9% 四次 8.5%</p> <p>【「社会教育課調査」：社会教育課】</p>	二次以降改定率	
	二次 67.8%	100%
	三次 42.3%	
	四次 10.0%	
<p>&lt;基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために&gt;</p>		
<p>公立図書館の取組【2-(1)図書館】</p> <p>県立図書館及び市町村立図書館による児童図書の貸出冊数</p> <p>【「福島県立図書館要覧」：県立図書館】</p> <p>【「福島県公共図書館等実態調査」：県立図書館】</p>	県立図書館	
	79,371	増加
	市町村立図書館	
	1,251,861	増加
<p>学校図書館の取組【2-(2)学校図書館】</p> <p>学校司書等を週2回以上配置している学校の割合</p> <p>令和5年度：小学校 66.4% 中学校 56.0% 高等学校 100%</p> <p>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</p>	小学校	
	65.9%	100%
	中学校	
	61.1%	100%
	高等学校	
100%	100%	
<p>学校図書館の取組【2-(3)学校図書館】</p> <p>読書ボランティアが参画している学校図書館の割合</p> <p>令和5年度：小学校 71.1% 中学校 17.6%</p> <p>【「読書に関する調査」：義務教育課】</p>	小学校	
	72.2%	100%
	中学校	
	12.8%	100%
<p>公立図書館と学校の連携状況【2-(3)連携体制】</p> <p>公立図書館と連携している学校の割合</p> <p>令和5年度：小学校 86.7% 中学校 47.8% 高等学校 82.9%</p> <p>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</p>	小学校	
	85.2%	100%
	中学校	
	47.3%	100%
	高等学校	
80.0%	100%	

## 用語解説

### ● あ行

横断検索システム

< P. 33 >

複数のデータベースを対象として、同一の検索を同時に実行するシステム。令和7年2月現在、県立図書館が県内31市町村立図書館等と蔵書のデータベースを同時に検索できるシステムを構築し公開している。

### ● か行

拡大読書器

< P. 19 >

書籍や書類の表面をビデオカメラなどで読み取り、拡大して画面に映し出す機械。弱視者の学習や作業に利用される。

学校司書

< P. 2 >

学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。改正法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない」と規定された。

学校図書館ガイドライン

< P. 35 >

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものの。

学校図書館支援センター

< P. 35 >

学校図書館の機能強化や充実を図ることを目的に指定地域内の教育センター等に支援スタッフを置き、学校図書館間の連携に向けた支援、各学校の学校図書館の運営に対する支援、学校図書館の地域開放の支援、図書の選定や収集、資料の組織化等の支援を行う。

学校図書館図書標準

< P. 2 >

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省（当時）が定めたもの。

子ども司書

< P. 24 >

各市町村において実施される養成講座を修了した児童生徒が「子ども司書」となり、学校や図書館等で読書推進の活動をする。多岐にわたる活動はキャリア教育にもつながるものとなっている。

子ども読書の日

< P. 2 >

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。毎年4月23日が指定日となっている。

<p>子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画</p> <p style="text-align: center;">＜P. 2＞</p>	<p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。平成14年8月「第一次基本計画」、平成20年3月「第二次基本計画」、平成25年5月「第三次基本計画」、平成30年4月「第四次基本計画」策定。</p>
<p>子どもの読書活動の推進に関する法律</p> <p style="text-align: center;">＜P. 2＞</p>	<p>平成13年12月12日に公布され、子どもの読書活動推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務、必要事項などを定めた法律。</p>
<p>こどもの読書週間</p> <p style="text-align: center;">＜P. 11＞</p>	<p>「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。毎年4月23日～5月12日が対象期間になる。</p>
<p>子どもゆめ基金</p> <p style="text-align: center;">＜P. 31＞</p>	<p>独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営し、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して支援する基金制度。</p>
<p>● さ行</p>	
<p>サピエ図書館</p> <p style="text-align: center;">＜P. 32＞</p>	<p>全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している、視覚障がいのある人や活字による読書が困難な人に点字図書や録音図書のデータを提供するネットワークシステム。</p>
<p>さわる絵本</p> <p style="text-align: center;">＜P. 19＞</p>	<p>手で触って分かり、楽しめるように制作した絵本のこと、原作は子どもたちに人気のある絵本が選ばれている。</p>
<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</p> <p style="text-align: center;">＜P. 2＞</p>	<p>視覚障害や発達障害、上肢の障害などがある人の読書環境を整えることを目的とする法律である。通称は読書バリアフリー法。2019年6月28日公布・施行。</p>
<p>識字障害（ディスレクシア）</p> <p style="text-align: center;">＜P. 19＞</p>	<p>学習障害の一つとされ、文字を文字として認識できなかったり、「文字と意味」「文字と音」を結び付けられなかったりするため、文字からの情報を得るのにかなりの困難がある。</p>
<p>司書教諭</p> <p style="text-align: center;">＜P. 9＞</p>	<p>小・中学校及び高等学校等において、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これを児童生徒や教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。学校図書館法により、12学級以上の学校に必ず置かなければならないと規定されている。</p>

<p>児童サービス</p> <p>&lt; P. 7 &gt;</p>	<p>公共図書館が提供するサービスのこと。特に幼児から中学1年生程度を対象とする。幼児期や児童期の体験が生涯の読書習慣の形成や図書館利用に大きな影響を及ぼすため、読書は楽しいもの、図書館は楽しいところといったことが体験的に理解されるようなサービスが必要とされる。</p>
<p>調べ学習</p> <p>&lt; P. 22 &gt;</p>	<p>教科等の学習において、児童生徒が課題について、図書資料を活用したり、聞き取り調査をしたりして結果や考えをまとめる学習形態のこと。</p>
<p>資料宅配サービス</p> <p>&lt; P. 19 &gt;</p>	<p>図書館へ来館が困難な利用者個人の手元に資料を届けるサービス。</p>

### ● た行

<p>大活字本</p> <p>&lt; P. 19 &gt;</p>	<p>視力の弱い方や、高齢で文字が読みづらくなった方にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした本。</p>
<p>対面朗読</p> <p>&lt; P. 19 &gt;</p>	<p>視覚に障がいがある方等に、希望する資料を図書室で朗読者（音訳者）が朗読（音訳）すること。</p>
<p>点字図書</p> <p>&lt; P. 26 &gt;</p>	<p>視覚に障がいがある利用者が、指先などによって触読できるよう、点字により表現された図書資料。</p>
<p>読書コンシェルジュ</p> <p>&lt; P. 24 &gt;</p>	<p>育成研修等を修了した高校生等が「読書コンシェルジュ」となり、学校や図書館等の読書推進の活動をする。</p>
<p>どくしょスタート</p> <p>&lt; P. 18 &gt;</p>	<p>市町村によるブックスタート後の一人読みにつなげる取組。小学校1年生に図書館を紹介し、本と図書館バッグなどを贈呈する。</p>
<p>図書館資料物流ネットワーク</p> <p>&lt; P. 29 &gt;</p>	<p>県立図書館から遠方にある利用者が、最寄りの市町村立図書館等で県立図書館の図書資料を受け取り、返却できるようにするための図書館資料物流体制。</p>

### ● な行

<p>布絵本</p> <p>&lt; P. 26 &gt;</p>	<p>絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。厚地のアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能で、ひもで結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっている。</p>
-----------------------------------	--

### ● は行

<p>パネルシアター</p> <p>&lt; P. 26 &gt;</p>	<p>パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開するおはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法。</p>
---------------------------------------	---

<p>バリアフリー図書</p> <p>&lt; P. 19 &gt;</p>	<p>障害のある人たちも豊かな読書体験ができるよう、また、すべての人たちが障害について理解を深めるよう、特別な配慮を必要とする人たちのために制作された図書。</p>
<p>ふくしま教育の日 ふくしま教育週間</p> <p>&lt; P. 40 &gt;</p>	<p>平成15年3月24日に公布・施行されたふくしま教育の日条例により、県民の教育に対する理解を深め、本県の学校教育、社会教育及び文化を充実させ、並びに発展させることを期する日として、11月1日がふくしま教育の日、その取組を行う期間として、11月1日～7日までをふくしま教育週間と定めている。</p>
<p>ふくしま教育ニュース</p> <p>&lt; P. 41 &gt;</p>	<p>福島県教育委員会が年2回発行する広報誌。</p>
<p>福島県地域学校協働本部</p> <p>&lt; P. 31 &gt;</p>	<p>学校・家庭・地域における体験活動やボランティア活動の充実を図るとともに、学校と地域が連携した全ての教育活動を一層買効果的・効率的に展開するため学校教育活動を支援する体制。</p>
<p>ブックスタート事業</p> <p>&lt; P. 6 &gt;</p>	<p>市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に、赤ちゃんと絵本を一緒に開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えるとともに、親子へ絵本の配布等をする取組。</p>
<p>放課後子ども教室</p> <p>&lt; P. 31 &gt;</p>	<p>放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して、安心・安全な子どもの居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習等の取組を実施するもの。</p>
<p>● ま行</p>	
<p>マルチメディアデイジー</p> <p>&lt; P. 19 &gt;</p>	<p>視覚障がいや学習障がいなどで読むことが困難な方のための、パソコン等により、文字・音声・画像を同時に再生できる図書。「デイジー(DAISY)」はDigital Accessible Information System(誰もが使いやすい情報システム)の略)</p>
<p>メディアコントロール</p> <p>&lt; P. 27 &gt;</p>	<p>日常生活の時間の使い方を親子で見直したり話し合ったりする中で、テレビやゲーム等のメディアを上手にコントロールする力を身に付け、生活リズムの改善を図るもの。</p>
<p>文字・活字文化の日</p> <p>&lt; P. 40 &gt;</p>	<p>読書週間の初日にあたる10月27日。国民の間に広く文字・活字文化について関心と理解を深めることが目的とされ、「文字・活字文化振興法」(平成17年7月29日法律第91条)第11条により制定された。</p>
<p>「子供の読書活動優秀実践校・園、図書館、団体(個人)」に対する文部科学大臣表彰</p> <p>&lt; P. 41 &gt;</p>	<p>子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館及び民間団体並び個人に対して、平成14年度から毎年、文部科学大臣が表彰。県からは毎年、学校・園4校、図書館1館、団体又は個人1団体(人)を上限として推薦している。</p>

<b>● や行</b>	
ヤングアダルト ＜P. 32＞	主に10代の児童と成人の間に位置する世代のこと。
<b>● ら行</b>	
リーディングトラッカー ＜P. 19＞	視覚障害（視野狭窄等）の方の読書をサポートするツールであるが、集中して文章を読みたい時などに、両隣の行の文字を隠すことで楽に読み進めることができる読書補助具。
リーディングルーペ ＜P. 19＞	読書用の拡大鏡（ルーペ）。
レファレンスサービス ＜P. 30＞	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務である。
録音図書 ＜P. 19＞	文字で書かれた図書を音声化した図書。

#### <参考文献・資料>

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領  
（平成29年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- 保育所保育指針 （平成29年3月 厚生労働省）
- 幼稚園教育要領 （平成29年3月 文部科学省）
- 小学校学習指導要領 （平成29年3月 文部科学省）
- 中学校学習指導要領 （平成29年3月 文部科学省）
- 高等学校学習指導要領 （平成30年3月 文部科学省）
- 特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領  
（平成29年4月 文部科学省）
- 特別支援学校高等部学習指導要領 （平成31年2月 文部科学省）
- 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 （令和5年3月 文部科学省）
- 各都道府県の子ども読書活動推進計画
- 令和6年度「読書に関する調査」 （令和7年3月 福島県教育委員会）
- 福島県立図書館要覧 （令和7年）